

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例	4
◎高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	6
◎高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	7
◎高知県個人情報保護条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例	8
◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	8
◎高知県条例の一部を改正する条例	8
◎半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	9
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	9
◎高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例	16
◎高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	16
◎高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	17
◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	17
◎高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	17
◎高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	19
◎高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例	21

公布された条例のあらまし

◆高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例(高知県条例第23号)

1 条例制定の目的

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)が施行されたことを考慮し、過疎地域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業用設備、情報サービス業等用設備、農林水産物等販売業用設備又は旅館業用設備の取得等をした者等に対して課する事業税及び不動産取得税について課税免除をすることとし、当該課税免除措置に関し必要な事項を定めるとともに、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第32号)の施行により地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)が一部改正されたことに伴い、課税免除措置の適用要件としての施設の取得の期間を地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画に係る主務大臣の同意の日から令和5年3月31日までに変更することとする等必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

- (1) 過疎地域のうち市町村計画に記載されている産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業用設備、情報サービス業等用設備、農林水産物等販売業用設備又は旅館業用設備の取得等をした者については、一定の要件を満たす場合に、3年間の事業税及び不動産取得税を課さないこととする。 (第3条第1項及び第4条)
- (2) 過疎地域のうち市町村計画に記載されている産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人については、一定の要件を満たす場合に、5年間の事業税を課さないこととする。 (第3条第2項及び第4条)
- (3) 事業税及び不動産取得税について課税免除の適用を受ける者は、(1)又は(2)が適用される旨の届出をしなければならないこと。 (第5条)
- (4) 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例(昭和45年高知県条例第37号)について、高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例とするとともに、課税免除措置の適用要件としての施設の取得の期間を地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画に係る主務大臣の同意の日から令和5年3月31日まで(現行 同意の日から起算して5年内)とすることとし、併せて所要の規定の整備を行うこと。(附則第5項)
- (5) 関係条例について、引用規定の整理を行うこと。(附則第4項及び第7項から第9項まで)

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、一部の規定を除き、令和3年4月1日から適用することとした。

◆高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(高知県条例第24号)

1 条例改正の目的

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第80号)

の施行による救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）の一部改正により、適切なハラスメント対策、感染症又は非常災害の発生時における業務継続計画の策定並びに業務継続のために必要な研修及び訓練の定期的な実施等並びに感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために必要な措置の強化が義務付けられること等を考慮し、規定の整理をする等必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

(1) 保護施設（医療保護施設を除く。）に係る基準については、基準省令で定める基準（直近の改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）とする。）の例等によるものとする。こと。（第3条）

(2) 次に掲げる事項については、県独自の基準として定めること。

- ア 非常災害対策（第3条）
- イ 県内産農林水産物等の使用（第4条）
- ウ 秘密保持等（第5条）
- エ 暴力団の排除（第6条）

3 施行期日

この条例は、令和3年8月1日から施行することとした。

◆高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（高知県条例第25号）

1 条例改正の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）の施行による婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）の一部改正により、作成等を書面で行うこととされているものを電磁的記録によることが認められることを考慮し、規定の整理をする等必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

(1) 婦人保護施設に係る基準については、基準省令で定める基準（直近の改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）とする。）の例によるものとする。こと。（第3条）

(2) 次に掲げる事項については、県独自の基準として定めること。

- ア 非常災害対策（第3条）
- イ 県内産農林水産物等の使用（第4条）
- ウ 秘密保持等（第5条）
- エ 暴力団の排除（第6条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県個人情報保護条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第26号）

1 条例改正の目的

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、関係条例について同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和3年9月1日から施行することとした。

◆職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第27号）

1 条例改正の目的

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第17号）の施行により日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第28号）

1 条例改正の目的

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、個人の県民税、法人の事業税及び軽油引取税について必要な改正をすることとし、併せて県民税の法人税割の税率の特例措置について適用期限の延長をすることとした。

2 主要な内容

(1) 個人の県民税

扶養親族申告書の提出義務に係る公的年金等受給者の扶養親族について、年齢16歳未満の者に限ることとする。こと。（第40条の5）

(2) 法人の県民税

法人税割の税率の特例措置の適用期限を令和9年8月31日まで延長すること。（付則第11条）

(3) 法人の事業税

電気事業法（昭和39年法律第170号）が一部改正され、配電事業及び特定卸供給事業が新たに認められることに伴い、特定卸供給事業については、次に掲げる措置を講ずること。

ア 電気供給業のうち、特定卸供給事業に係る法人の事業税について、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金1億円以下の普通法人等にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することとする。こと。（第53条）

イ 電気供給業のうち、特定卸供給事業に係る法人の事業税の標準税率を次のとおりとする。こと。（第58条）

(ア) 資本金1億円超の普通法人

- a 収入割 100分の0.75
- b 付加価値割 100分の0.37
- c 資本割 100分の0.15

(イ) 資本金1億円以下の普通法人等

- a 収入割 100分の0.75
- b 所得割 100分の1.85

(4) 軽油引取税

2人以上の免税軽油使用者の代表者による免税証の交付申請書に添付する明細書への押印及び免税軽油使用者が免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行う際の免税証への押印を要しないこととする。こと。（第141条の7）

(5) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行することとした。ただし、2の(2)及び(4)は公布の日から、2の(1)は令和6年1月1日から施行することとした。

◆半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第29号）

1 条例改正の目的

離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第32号）の施行により半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）が一部改正されたことを考慮し、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税措置の適用要件としての製造事業用設備等の新增設をし、及び当該製造事業用設備等を製造の事業等の用に供する期限の延長をすることとし、併せて過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の施行による租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第119号）の施行による租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の一部改正がされたことに伴う同法及び同令の引用規定の整理等を行うこととした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、一部の規定は、令和3年4月1日から適用することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第30号）

1 条例改正の目的

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の一部改正等を考慮し、薬局の機能に関する認定制度の創設に伴う当該認定等の申請に対する審査等に係る手数料、医薬品等の変更計画の確認及び計画に従った変更に係る事前届出制の創設に伴う当該変更計画の適合性の調査に係る手数料、医薬品等の保管のみを行う製造所の登録等の申請に対する審査等に係る手数料等を新たに徴収することとするとともに、医薬品等の製造管理又は品質管理の方法に関する調査の見直しによる事務量の増加等に伴い手数料の額を改定することとし、併せて同法等の引用規定の整理を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和3年8月1日から施行することとした。

◆高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例（高知県条例第31号）

1 条例改正の目的

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が施行されたことに伴い、関係条例について過疎地域の定義等に係る引用規定の整理を行うこととした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和3年4月1日から適用することとした。

◆高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第32号）

1 条例改正の目的

厚生労働大臣が3年ごとに定める財政安定化基金拠出率を規定する介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成11年厚生省令第43号）が介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第35号）の施行により一部改正されたことを考慮し、財政安定化基金拠出率を標準として定める市町村の拠出率を改めるとともに、これまでの高知県介護保険財政安定化基金の運営状況を考慮し、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により県が当該基金に繰り入れなければならない額の算定の基礎となる当該拠出率の特例を令和5年度まで延長することとし、併せて介護保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第97号）の施行による介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）の一部改正を考慮し、令和3年度から令和5年度まで及び令和6年度から令和8年度までの基金事業に係る貸付金の償還方法の特例を設けることとした。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◆高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第33号）

1 条例改正の目的

その例によることとしている児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）が一部改正され、作成等又は交付等を書面で行うこととされているものを電磁的記録又は電磁的方法によることが認められること等を考慮し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）の引用規定の整理をするとともに、その例によることとしている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が一部改正され、乳児院等の施設長の資格要件が変更されることを考慮し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第86号）の引用規定の整理を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、一部の改正規定を除き、公布の日から施行することとした。

◆高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第34号）

1 条例改正の目的

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行により旅券法（昭和26年法律第267号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第35号）

1 条例改正の目的

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の一部改正等により個人情報保護の強化、事務負担の軽減等がされたことに伴い、同法の引用規定の整理をするとともに、事業報告書等の公開等の際の個人の住所等の除外、役員報酬規程等の提出の際の内容に変更がないものの削減等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第36号）

1 条例改正の目的

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の一部改正により旅客特定車両停留施設に係る道路管理者の基準適合義務等が創設されたことに伴う移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第12号）の施行による移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）の一部改正及び視覚障害者の移動の安全を確保するための高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成18年国家公安委員会規則第28号）の一部改正がされたことを考慮し、特定道路の構造に関する基準としての旅客特定車両停留施設の構造に関する基準並びに重点整備地区の信号機等に関する基準としての視覚障害者の移動を補助する歩行者支援装置に関する基準をそれぞれ追加する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第37号）

1 条例改正の目的

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和3年8月26日から施行することとした。

条 例

高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例をここに公布する。

令和3年7月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第23号

高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、過疎地域のうち市町村計画に記載されている産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業用設備、情報サービス業等用設備、農林水産物等販売業用設備又は旅館業用設備の取得等をした者等に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）過疎地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎特措法」という。）第2条第2項の規定により過疎地域として公示された市町村の区域及び過疎特措法第3条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域として公示された区域をいう。

（2）市町村計画 過疎特措法第8条第1項の規定に基づき定められた過疎地域持続的発展市町村計画をいう。

（3）産業振興促進区域 過疎特措法第8条第3項に規定する産業振興促進事項において定められた同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。

（4）製造業用設備 製造業の用に供する一の生産設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であって、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる減価償却資産（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「租税法」という。）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で租税法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものを含むものに限る。）をいう。

（5）情報サービス業等用設備 情報サービス業等の用に供する設備を構成する機械及び装置並びに建物及びその附属設備であって、所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる減価償却資産（租税法第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で租税法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものを含むものに限る。）をいう。

（6）農林水産物等販売業用設備 農林水産物等販売業（過疎特措法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。次条第1項において同じ。）の用に供する設備を構成する機械及び装置並びに建物及びその附属設備（工場用の建物及びその附属設備を除く。）であって、所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる減価償却資産（租税法第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で租税法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものを含むものに限る。）をいう。

(7) 旅館業用設備 旅館業（下宿営業を除く。次条第1項において同じ。）の用に供する建物及びその附属設備であって、所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる減価償却資産（租特法第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で租特法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものを含むものに限る。）をいう。

（課税免除の税目及び要件）

第3条 過疎地域のうち市町村計画に記載されている産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業用設備、情報サービス業等用設備、農林水産物等販売業用設備又は旅館業用設備（以下「製造業用設備等」という。）の取得等（過疎特措法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（第3号において「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をいう。以下同じ。）をした者であつて、次に掲げる要件に該当するもの（当該製造業用設備等に関し高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例（昭和45年高知県条例第37号）、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成元年高知県条例第5号）又は高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例（平成27年高知県条例第68号）の適用を受ける者を除く。）については、その事業に対する事業税並びにその事業に係る製造業用、情報サービス業等用、農林水産物等販売業用又は旅館業用の家屋及びその敷地である土地の取得に対する不動産取得税を課さない。

(1) 過疎特措法第2条第2項（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）第5条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公示の日（次条第1項において「公示の日」という。）から令和6年3月31日までの間に製造業用設備等の取得等をし、及び当該製造業用設備等を製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供した者

(2) 所得税法（昭和40年法律第33号）第143条又は法人税法（昭和40年法律第34号）第121条の規定による青色申告書を提出する者

(3) 取得等をした製造業用設備等の取得価額の合計額が500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が取得等をした製造業用設備又は旅館業用設備にあつては1,000万円、資本金の額等が1億円を超える法人が取得等をした製造業用設備又は旅館業用設備にあつては2,000万円）以上であつた者

2 過疎地域のうち市町村計画に記載されている産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人であつて、その者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについては、これらの事業に対する事業税を課さない。

（課税免除額）

第4条 前条の規定により課税免除をする額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 事業税 前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては製造業用設備等を事業の用に供した日（以下「操業開始の日」という。）の属する年以降3箇年又は当該操業開始の日の属する事業年度以降3箇年度について、当該各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該製造業用設備等に係るものとして、ア又はイに定める算式により計算した額に対して課する事業税の額、同条第2項の規定の適用を受ける者にあつては公示の日の属する年以後に

おいてその適用を受けることとなった日の属する年以降5箇年について当該各年のその者の所得金額に対して課する事業税の額

ア その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業である法人の場合

当該取得等をした製造業用設備等に係る固定資産の価額を当該製造業用設備等の取得等をした者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては、当該固定資産の価額のうち製造業用設備等に係る固定資産の価額）で除したものに当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得金額を乗じて得た額

イ アに掲げる法人以外の者の場合

当該取得等をした製造業用設備等に係る従業者の数を当該製造業用設備等の取得等をした者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除したものに当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額を乗じて得た額

(2) 不動産取得税 公示の日以後における租特法第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で租特法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受ける家屋又はその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の額

2 前項第1号の固定資産の価額及び従業者の数の算定については、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48第4項から第6項まで及び第12項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

（課税免除の届出）

第5条 第3条の規定の適用を受ける者は、高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第60条第1項、第61条、第67条第1項若しくは第2項又は第80条第1項若しくは第2項の規定による事業税又は不動産の取得の申告をする際、当該事業税又は不動産取得税については第3条の規定が適用される旨の届出を知事にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、高知県税条例第80条第1項又は第2項に規定する不動産の取得の申告をすべき期限後に第3条の規定に該当することとなった者（不動産取得税が課税免除される者に限る。）は、操業開始の日の属する年又は事業年度に係る同条例第60条第1項又は第67条第1項若しくは第2項に規定する事業税の申告をすべき期限までに第3条の規定が適用される旨の届出を知事にしなければならない。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例（次項から附則第5項まで及び附則第7項から第9項までを除く。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

3 第5条の規定による課税免除の届出期限が、市町村計画が定められた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の末日までに到来するものにあつては、同条の規定にかかわらず、同日を当該届出期限とする。

(高知県公害防止条例の一部改正)

4 高知県公害防止条例(昭和45年高知県条例第26号)の一部を次のように改正する。
 第26条の2中「過疎地域等における県税の課税免除に関する条例(昭和45年高知県条例第37号)」を「高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例(昭和45年高知県条例第37号)又は高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例(令和3年高知県条例第23号)」に、「同条例」を「これらの条例」に改める。
 (過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

5 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正する。
 題名中「過疎地域等」を「高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域」に改める。
 第1条中「過疎地域等において製造事業用設備、農林水産物等販売業用設備若しくは旅館業用設備の新設若しくは増設をした者等又は地域経済牽引事業施設を設置した者」を「同意促進区域内において承認地域経済牽引事業(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。)第25条に規定する承認地域経済牽引事業をいう。次条第2号において同じ。)の用に供する施設を設置した承認地域経済牽引事業者(地域未来投資促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者をいう。第3条において同じ。)」に、「課税免除について」を「課税免除に関し」に改める。
 第2条第1号を削り、同条第2号中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。)」を「地域未来投資促進法」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号から第5号までを削り、同条第6号中「地域未来投資促進法第25条に規定する」を削り、同号を同条第2号とする。
 第3条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「地域未来投資促進法第14条第1項に規定する」を削り、「又は高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例」を「(平成元年高知県条例第5号)、高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例(平成27年高知県条例第68号)又は高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例(令和3年高知県条例第23号)」に改め、同項を同条とする。
 第4条第1項中「次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に掲げる」を「地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(以下この条において「同意日」という。)から令和5年3月31日までに地域経済牽引事業施設を設置した者について、当該地域経済牽引事業施設の用に供する家屋(当該地域経済牽引事業施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の」に改め、同項各号及び同条第2項を削る。
 第5条第1項中「第60条第1項、第61条、第67条第1項若しくは第2項又は第80条第1項若しくは第2項」を「第80条第1項又は第2項」に改め、「事業税又は」を削り、同条第2項を削る。
 第6条中「施行について」を「施行に関し」に改める。
 (過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 令和3年4月1日前に前項の規定による改正前の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例(以下この項において「旧条例」という。)第2条第1号に規定する過疎地域内において旧条例第3条第1項又は第2項に規定する要件に該当した者に対する同

条第1項又は第2項の規定による課税免除の措置については、なお従前の例による。

7 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間である場合における附則第5項の規定による改正後の高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例第4条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。
 (半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

8 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を次のように改正する。
 第3条中「次に」を「次に掲げる要件に」に、「過疎地域等における県税の課税免除に関する条例」を「高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例」に、「又は高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例(平成27年高知県条例第68号)」を「高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例(平成27年高知県条例第68号)又は高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例(令和3年高知県条例第23号)」に、「同条例」を「高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例」に改める。
 (高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正)

9 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を次のように改正する。
 第3条中「次に」を「次に掲げる要件に」に、「過疎地域等における県税の課税免除に関する条例」を「高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例」に、「又は半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年高知県条例第5号)」を「半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年高知県条例第5号)又は高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例(令和3年高知県条例第23号)」に改める。

~~~~~

高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。  
 令和3年7月16日  
 高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第24号**  
**高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例**  
 高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年高知県条例第22号)の全部を改正する。  
 (趣旨)

**第1条** この条例は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第39条第1項の規定により、保護施設(法第38条第1項第3号の医療保護施設を除く。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。  
 (定義)

**第2条** この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号。次条において「基準省令」という。)において使用する用語の例による。  
 (保護施設の設備及び運営に関する基準)

**第3条** 法第39条第1項の条例で定める保護施設の設備及び運営に関する基準は、この条

例で定めるものを除くほか、基準省令で定める基準（救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第80号）第1条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例並びに厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）第4条及び別表第一の表一の規定による。この場合において、基準省令第7条第1項中「非常災害に対する具体的計画を立てておかなければならない」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない」と、同条第2項中「定期的に」とあるのは「前項の防災対策マニュアルの概要を当該保護施設の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に」とする。

（県内産農林水産物等の使用）

**第4条** 救護施設又は更生施設は、入所者に対する給食の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この条において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（秘密保持等）

**第5条** 保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者の秘密を漏らしてはならない。

2 保護施設は、当該保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（暴力団の排除）

**第6条** 保護施設の設置者、施設長その他当該保護施設の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「設置者等」という。）は暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であってはならない。

2 保護施設の設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3 保護施設の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

（委任）

**第7条** この条例に定めるもののほか、保護施設の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、令和3年8月1日から施行する。



高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。  
令和3年7月16日

**高知県条例第25号**

**高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例**

高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定により、売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号。次条において「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（婦人保護施設の設備及び運営に関する基準）

**第3条** 法第65条第1項の条例で定める婦人保護施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、基準省令で定める基準（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）第2条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、基準省令第5条第1項中「非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない」と、同条第2項中「定期的に」とあるのは「前項の防災対策マニュアルの概要を当該婦人保護施設の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に」とする。

（県内産農林水産物等の使用）

**第4条** 婦人保護施設は、入所者に対する給食の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この条において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（秘密保持等）

**第5条** 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者の秘密を漏らしてはならない。

2 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（暴力団の排除）

**第6条** 婦人保護施設の設置者、施設長その他当該婦人保護施設の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であってはならない。

2 婦人保護施設の設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

3 婦人保護施設の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。  
(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。



高知県個人情報保護条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月16日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第26号**

**高知県個人情報保護条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例**

(高知県個人情報保護条例の一部改正)

**第1条** 高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第27条第6項中「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

**第2条** 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年高知県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

別表第2の(5)の項中「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

**附 則**

この条例は、令和3年9月1日から施行する。



職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月16日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第27号**

**職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例**

職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第29項中「附則第11条」を「附則第13条」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。



高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月16日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第28号**

**高知県税条例の一部を改正する条例**

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「第53条第42項」を「第53条第60項」に、「第144条の21第9項並びに第750条第5項（法第752条第6項及び第754条において準用する場合を含む。）」を「並びに第144条の21第9項」に改め、同項第19号中「並びに第22条の29第1項及び第2項」を「及び第22条の29」に改める。

第40条の5第1項中「法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

第53条第1項第3号中「及び同法第2条第1項第14号」を「、同法第2条第1項第14号」に、「「発電事業等」」を「「発電事業等」という。）及び同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業（以下「特定卸供給事業」）に改める。

第58条第2項及び第3項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第63条第1項第2号中「又は発電事業等」を「、発電事業等又は特定卸供給事業」に、「若しくは発電事業等」を「、発電事業等若しくは特定卸供給事業」に改める。

第141条の7第4項中「記名押印した」を「その氏名又は名称を記載した」に改め、同条第7項中「記名押印しなければ」を「その氏名又は名称を記載しなければ」に改める。

付則第11条中「令和4年8月31日」を「令和9年8月31日」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条第2項第19号及び第141条の7の改正規定並びに付則第11条の改正規定 公布の日

(2) 第5条第2項第1号の改正規定（「第53条第42項」を「第53条第60項」に改める部分を除く。） 令和4年1月1日

(3) 第40条の5第1項の改正規定及び次項の規定 令和6年1月1日  
(個人の県民税に関する経過措置)

2 前項第3号に掲げる規定による改正後の高知県税条例第40条の5第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

3 この条例による改正後の高知県税条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。





半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月16日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第29号**

**半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例**

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成元年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「不均一課税について」を「不均一課税に関し」に改める。

第2条第4号から第8号までの規定中「第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号に該当する設備」を「第12条第3項の表の第2号の中欄又は第45条第2項の表の第2号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で租特法第12条第3項の表の第2号の下欄又は第45条第2項の表の第2号の下欄の規定の適用を受けるもの」に改める。

第3条第1号から第5号までの規定中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同条第7号中「第28条の9第13項に規定する資本金の額等」を「第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下この号において「資本金の額等」という。）」に改め、「当該」を削る。

第4条第1項第2号中「第12条第3項の表の第1号若しくは第45条第2項の表の第1号に該当する」を「第12条第3項の表の第2号の中欄又は第45条第2項の表の第2号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で租特法第12条第3項の表の第2号の下欄又は第45条第2項の表の第2号の下欄の規定の適用を受ける」に改める。

第6条中「施行について」を「施行に関し」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例第3条第1号から第5号までの規定は、令和3年4月1日から適用する。



高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月16日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第30号**

**高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例**

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。第19条の表を次のように改める。

| 事務の内容                               | 手数料の名称        | 金額      |
|-------------------------------------|---------------|---------|
| 1 法第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査    | 薬局開設許可申請手数料   | 29,000円 |
| 2 法第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査 | 薬局開設許可更新申請手数料 | 11,000円 |

|                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                |                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 3 政令第2条の3第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付                                                                                                                                                                                                                                            | 薬局開設許可証書換え交付手数料                | 2,000円                                                |
| 4 政令第2条の4第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付                                                                                                                                                                                                                                              | 薬局開設許可証再交付手数料                  | 2,900円                                                |
| 5 法第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査                                                                                                                                                                                                                                         | 地域連携薬局認定申請手数料                  | 11,000円                                               |
| 6 法第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査                                                                                                                                                                                                                                      | 地域連携薬局認定更新申請手数料                | 11,000円                                               |
| 7 法第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査                                                                                                                                                                                                                                     | 専門医療機関連携薬局認定申請手数料              | 11,000円                                               |
| 8 法第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査                                                                                                                                                                                                                                  | 専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料            | 11,000円                                               |
| 9 政令第2条の8第1項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の書換え交付                                                                                                                                                                                                                              | 地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証書換え交付手数料 | 2,000円                                                |
| 10 政令第2条の9第1項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の再交付                                                                                                                                                                                                                               | 地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証再交付手数料   | 2,900円                                                |
| 11 法第12条第1項及び政令第80条第1項又は第2項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く。12の項から32の項までにおいて同じ。）、医薬部外品又は化粧品（イ）に係るもの<br>ア 第一種医薬品に係るもの<br>イ 第二種医薬品（ウに掲げるものを除く。）に係るもの<br>ウ 政令第3条ただし書に規定する薬局製造販売医薬品（以下この表において「薬局製造販売医薬品」という。）に係るもの<br>エ 医薬部外品（オに掲げるものを除く。）に係るもの<br>オ 政令第20条第2項の規定により厚生労働省令で定める製造販売医薬品に係るもの | 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可申請手数料    | 146,300円<br>128,900円<br>7,300円<br>58,800円<br>128,900円 |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                 |                                                                  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                         |                                                                                                |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 働大臣が指定する医薬部外品に係るもの<br>カ 化粧品に係るもの                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                 | 58,800円                                                          |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                         |                                                                                                |
| 12 | 法第12条第4項及び政令第80条第1項又は第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査<br>ア 第一種医薬品に係るもの<br>イ 第二種医薬品（ウに掲げるものを除く。）に係るもの<br>ウ 薬局製造販売医薬品に係るもの<br>エ 医薬部外品（オに掲げるものを除く。）に係るもの<br>オ 政令第20条第2項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品に係るもの<br>カ 化粧品に係るもの                                                                                                     | 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可更新申請手数料   | 133,200円<br>115,800円<br>4,000円<br>47,100円<br>115,800円<br>47,100円 |  |  | 条第2項第1号に掲げるもの（以下この表において「医薬部外品（無菌）の製造」という。）に係るもの<br>カ 医薬部外品の製造工程のうち省令第25条第2項第2号に掲げるもの（以下この表において「医薬部外品（一般）の製造」という。）に係るもの<br>キ 医薬部外品の製造工程のうち省令第25条第2項第3号に掲げるもの（以下この表において「医薬部外品の製造（包装、表示又は保管のみ）」という。）に係るもの<br>ク 化粧品の製造工程のうち省令第25条第3項第1号に掲げるもの（以下この表において「化粧品（一般）の製造」という。）に係るもの<br>ケ 化粧品の製造工程のうち省令第25条第3項第2号に掲げるもの（以下この表において「化粧品の製造（包装、表示又は保管のみ）」という。）に係るもの |                                         | 39,500円<br>33,000円<br>39,500円<br>33,000円                                                       |
| 13 | 政令第5条第1項及び第80条第1項又は第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可証の書換え交付                                                                                                                                                                                                                                                                    | 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可証書換え交付手数料 | 2,000円                                                           |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                         |                                                                                                |
| 14 | 政令第6条第1項及び第80条第1項又は第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可証の再交付                                                                                                                                                                                                                                                                      | 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可証再交付手数料   | 2,900円                                                           |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                         |                                                                                                |
| 15 | 法第13条第1項及び政令第80条第1項又は第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の申請に対する審査<br>ア 医薬品の製造工程のうち省令第25条第1項第3号に掲げるもの（以下この表において「医薬品（無菌）の製造」という。）に係るもの<br>イ 医薬品の製造工程のうち省令第25条第1項第4号に掲げるもの（以下この表において「医薬品（一般）の製造」という。）に係るもの<br>ウ 医薬品の製造工程のうち省令第25条第1項第5号に掲げるもの（以下この表において「医薬品の製造（包装、表示又は保管のみ）」という。）に係るもの<br>エ 薬局製造販売医薬品の製造に係るもの<br>オ 医薬部外品の製造工程のうち省令第25 | 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可申請手数料       | 87,700円<br>83,300円<br>46,300円<br>11,000円<br>83,300円              |  |  | 16 法第13条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び政令第80条第1項又は第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の更新の申請に対する審査<br>ア 医薬品（無菌）の製造に係るもの<br>イ 医薬品（一般）の製造に係るもの<br>ウ 医薬品の製造（包装、表示又は保管のみ）に係るもの<br>エ 薬局製造販売医薬品の製造に係るもの<br>オ 医薬部外品（無菌）の製造に係るもの<br>カ 医薬部外品（一般）の製造に係るもの<br>キ 医薬部外品の製造（包装、表示又は保管のみ）に係るもの<br>ク 化粧品（一般）の製造に係るもの<br>ケ 化粧品の製造（包装、表示又は保管のみ）に係るもの                              | 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可更新申請手数料             | 51,900円<br>49,700円<br>24,000円<br>5,600円<br>49,700円<br>25,600円<br>24,000円<br>25,600円<br>24,000円 |
|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                 |                                                                  |  |  | 17 法第13条第8項及び政令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査<br>ア 医薬品（無菌）の製造に係るもの                                                                                                                                                                                                                                                      | 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可申請手数料 | 81,200円                                                                                        |

|    |                                                                                  |                                      |         |  |                                                                                                                                                             |                        |          |
|----|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|---------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|----------|
|    | イ 医薬品（一般）の製造に係るもの                                                                |                                      | 76,800円 |  |                                                                                                                                                             |                        |          |
|    | ウ 医薬品の製造（包装、表示又は保管のみ）に係るもの                                                       |                                      | 39,800円 |  |                                                                                                                                                             |                        |          |
|    | エ 医薬部外品（無菌）の製造に係るもの                                                              |                                      | 6万円     |  |                                                                                                                                                             |                        |          |
|    | オ 医薬部外品（一般）の製造に係るもの                                                              |                                      | 35,100円 |  |                                                                                                                                                             |                        |          |
|    | カ 医薬部外品の製造（包装、表示又は保管のみ）に係るもの                                                     |                                      | 30,800円 |  |                                                                                                                                                             |                        |          |
|    | キ 化粧品（一般）の製造に係るもの                                                                |                                      | 35,100円 |  |                                                                                                                                                             |                        |          |
|    | ク 化粧品の製造（包装、表示又は保管のみ）に係るもの                                                       |                                      | 30,800円 |  |                                                                                                                                                             |                        |          |
| 18 | 政令第12条第1項及び第80条第1項又は第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付                       | 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可証書換え交付手数料        | 2,000円  |  | う製造所に係る登録証の再交付                                                                                                                                              | 証再交付手数料                |          |
| 19 | 政令第13条第1項及び第80条第1項又は第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の再交付                         | 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可証再交付手数料          | 2,900円  |  | 24 法第14条第1項及び政令第80条第1項又は第2項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認の申請に対する審査                                                                                               | 医薬品又は医薬部外品の製造販売承認申請手数料 | 211,900円 |
| 20 | 法第13条の2の2第1項及び政令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査    | 医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所登録申請手数料     | 38,900円 |  | ア 医療用医薬品（イに掲げるものを除く。）についての品目ごとの製造販売に係るもの                                                                                                                    |                        |          |
|    | イ 医薬部外品の製造に係るもの                                                                  |                                      | 31,800円 |  | イ 法第41条第1項の日本薬局方に収められている医薬品についての品目ごとの製造販売に係るもの                                                                                                              |                        | 53,000円  |
|    | ウ 化粧品の製造に係るもの                                                                    |                                      | 31,800円 |  | ウ 薬局製造販売医薬品についての品目ごとの製造販売に係るもの                                                                                                                              |                        | 90円      |
| 21 | 法第13条の2の2第4項及び政令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査 | 医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所登録更新申請手数料   |         |  | エ アからウまでに掲げる医薬品以外の医薬品についての品目ごとの製造販売に係るもの                                                                                                                    |                        | 87,900円  |
|    | ア 医薬品の製造に係るもの                                                                    |                                      | 22,400円 |  | オ 医薬部外品についての品目ごとの製造販売に係るもの                                                                                                                                  |                        | 53,000円  |
|    | イ 医薬部外品の製造に係るもの                                                                  |                                      | 22,400円 |  | 25 法第14条第7項（同条第15項において準用する場合を含む。）又は第80条第1項及び政令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品若しくは医薬部外品の製造販売の承認申請若しくは製造販売の承認事項の一部変更の承認申請又は輸出用の医薬品若しくは医薬部外品の製造開始に伴う製造管理又は品質管理の方法に係る適合性調査 | 医薬品又は医薬部外品の適合性調査手数料    |          |
|    | ウ 化粧品の製造に係るもの                                                                    |                                      | 22,400円 |  | ア 医薬品（無菌）の製造に係るもの                                                                                                                                           |                        | 71,600円  |
| 22 | 政令第16条の4第1項及び第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付       | 医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所登録証書換え交付手数料 | 2,000円  |  | イ 医薬品（一般）の製造に係るもの                                                                                                                                           |                        | 40,200円  |
| 23 | 政令第16条の5第1項及び第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程のうち保管のみを行                       | 医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所登録          | 2,900円  |  | ウ 医薬品の製造（包装、表示又は保管のみ）に係るもの                                                                                                                                  |                        | 19,600円  |
|    |                                                                                  |                                      |         |  | エ 医薬品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合に係るもの                                                                                                                           |                        | 19,600円  |
|    |                                                                                  |                                      |         |  | オ 製造所において医薬品の保管のみを行う場合に係るもの                                                                                                                                 |                        | 19,600円  |
|    |                                                                                  |                                      |         |  | カ 医薬部外品（無菌）の製造に係るもの                                                                                                                                         |                        | 48,800円  |
|    |                                                                                  |                                      |         |  | キ 医薬部外品（一般）の製造に係るもの                                                                                                                                         |                        | 29,600円  |
|    |                                                                                  |                                      |         |  | ク 医薬部外品の製造（包装、表示又は保管のみ）に係るもの                                                                                                                                |                        | 14,900円  |
|    |                                                                                  |                                      |         |  | ケ 医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合に係るもの                                                                                                                         |                        | 14,900円  |
|    |                                                                                  |                                      |         |  | コ 製造所において医薬部外品の保管のみを行う場合に係るもの                                                                                                                               |                        | 14,900円  |
|    |                                                                                  |                                      |         |  | 26 法第14条第7項又は第80条第1項及び政                                                                                                                                     | 医薬品又は医薬部外              |          |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品若しくは医薬部外品の製造販売の承認取得後又は輸出用の医薬品若しくは医薬部外品の製造開始後における製造管理又は品質管理の方法に係る定期適合性調査</p> <p>ア 医薬品（無菌）の製造に係るもの</p> <p>イ 医薬品（一般）の製造に係るもの</p> <p>ウ 医薬品の製造（包装、表示又は保管のみ）に係るもの</p> <p>エ 医薬品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合に係るもの</p> <p>オ 製造所において医薬品の保管のみを行う場合に係るもの</p> <p>カ 医薬部外品（無菌）の製造に係るもの</p> <p>キ 医薬部外品（一般）の製造に係るもの</p> <p>ク 医薬部外品の製造（包装、表示又は保管のみ）に係るもの</p> <p>ケ 医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合に係るもの</p> <p>コ 製造所において医薬部外品の保管のみを行う場合に係るもの</p> | <p>品の定期適合性調査手数料</p> <p>144,600円に品目の数に3,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>100,600円に品目の数に1,900円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>53,500円に品目の数に900円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>53,500円に品目の数に900円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>53,500円に品目の数に900円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>105,300円に品目の数に2,200円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>73,900円に品目の数に1,500円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>38,900円に品目の数に700円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>38,900円に品目の数に700円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>38,900円に品目の数に700円を乗じて得た額を加算した額</p> | <p>27 法第14条第9項及び政令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の特性その他を勘案して必要があると認めるときの製造所における製造管理又は品質管理の方法に係る適合性調査</p> <p>ア 医薬品（無菌）の製造に係るもの</p> <p>イ 医薬品（一般）の製造に係るもの</p> <p>ウ 医薬品の製造（包装、表示又は保管のみ）に係るもの</p> <p>エ 医薬品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合に係るもの</p> <p>オ 製造所において医薬品の保管のみを行う場合に係るもの</p> <p>カ 医薬部外品（無菌）の製造に係るもの</p> <p>キ 医薬部外品（一般）の製造に係るもの</p> <p>ク 医薬部外品の製造（包装、表示又は保管のみ）に係るもの</p> <p>ケ 医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合に係るもの</p> <p>コ 製造所において医薬部外品の保管のみを行う場合に係るもの</p> | <p>医薬品又は医薬部外品の必要時適合性調査手数料</p> <p>144,600円に品目の数に3,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>100,600円に品目の数に1,900円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>53,500円に品目の数に900円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>53,500円に品目の数に900円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>53,500円に品目の数に900円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>105,300円に品目の数に2,200円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>73,900円に品目の数に1,500円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>38,900円に品目の数に700円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>38,900円に品目の数に700円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>38,900円に品目の数に700円を乗じて得た額を加算した額</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                | 加算した額                                                                                                                                                      |  |                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 28 法第14条第15項及び政令第80条第1項又は第2項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査<br>ア 医療用医薬品（イに掲げるものを除く。）についての品目ごとの製造販売に係るもの<br>イ 法第41条第1項の日本薬局方に収められている医薬品についての品目ごとの製造販売に係るもの<br>ウ 薬局製造販売医薬品についての品目ごとの製造販売に係るもの<br>エ アからウまでに掲げる医薬品以外の医薬品についての品目ごとの製造販売に係るもの<br>オ 医薬部外品についての品目ごとの製造販売に係るもの                                                           | 医薬品又は医薬部外品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 | 103,100円<br><br>29,100円<br><br>90円<br><br>35,900円<br><br>29,100円                                                                                           |  | エ 法第13条の2の2第1項の登録を受けた製造所において医薬品の保管のみを行う製造工程の区分に係るもの<br><br><br>オ 無菌医薬部外品（省令第25条第2項第1号に規定する無菌医薬部外品をいう。以下この表において同じ。）の製造工程の区分に係るもの（キ及びクに掲げるものを除く。）                         | 販売業者の数に4,200円を乗じて得た額及び品目の数に900円を乗じて得た額を加算した額<br>53,500円に製造する品目の製造販売業者の数に4,200円を乗じて得た額及び品目の数に900円を乗じて得た額を加算した額<br>105,300円に製造する品目の製造販売業者の数に7,800円を乗じて得た額及び品目の数に2,200円を乗じて得た額を加算した額    |
| 29 法第14条の2第1項及び政令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分ごとにおける製造管理又は品質管理の方法に係る適合性の確認のための調査<br>ア 無菌医薬品（省令第25条第1項第3号に規定する無菌医薬品をいう。以下この表において同じ。）の製造工程の区分に係るもの（ウ及びエに掲げるものを除く。）<br>イ 特定生物由来製品（法第2条第11項に規定する特定生物由来製品をいう。以下この表において同じ。）、放射性医薬品（省令第1条第5項第7号に規定する放射性医薬品をいう。）及び無菌医薬品以外の医薬品の製造工程の区分に係るもの（ウ及びエに掲げるものを除く。）<br>ウ 包装、表示又は保管のみを行う医薬品の製造工程の区分に係るもの | 医薬品又は医薬部外品の区分適合性確認調査手数料        | 144,600円に製造する品目の製造販売業者の数に10,900円を乗じて得た額及び品目の数に3,000円を乗じて得た額を加算した額<br>100,600円に製造する品目の製造販売業者の数に7,800円を乗じて得た額及び品目の数に1,900円を乗じて得た額を加算した額<br>53,500円に製造する品目の製造 |  | カ 特定生物由来製品及び無菌医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程の区分に係るもの（キ及びクに掲げるものを除く。）<br><br><br>キ 包装、表示又は保管のみを行う医薬部外品の製造工程の区分に係るもの<br><br><br>ク 法第13条の2の2第1項の登録を受けた製造所において医薬部外品の保管のみを行う製造工程の区分に係るもの | 73,900円に製造する品目の製造販売業者の数に5,400円を乗じて得た額及び品目の数に1,500円を乗じて得た額を加算した額<br>38,900円に製造する品目の製造販売業者の数に3,000円を乗じて得た額及び品目の数に700円を乗じて得た額を加算した額<br>38,900円に製造する品目の製造販売業者の数に3,000円を乗じて得た額及び品目の数に700円 |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                    | を乗じて得た額<br>を加算した額                                                                                          |  |                                                                                                                         |                                                                                                      |                                             |                    |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|--------------------|
| 30 | 政令第26条の4第1項及び第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分ごとの基準確認証の書換え交付                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分ごとの基準確認証書換え交付手数料 | 2,000円                                                                                                     |  | 項第1号の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査<br>ア 第一種医療機器に係るもの<br>イ 第二種医療機器に係るもの<br>ウ 第三種医療機器に係るもの<br>エ 体外診断用医薬品に係るもの | 断用医薬品の製造販売業許可更新申請手数料                                                                                 | 139,000円<br>119,100円<br>72,800円<br>119,100円 |                    |
| 31 | 政令第26条の5第1項及び第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分ごとの基準確認証の再交付                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分ごとの基準確認証再交付手数料   | 2,900円                                                                                                     |  | 35                                                                                                                      | 政令第37条の2第1項及び第80条第3項第1号の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付                                         | 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証書換え交付手数料             | 2,000円             |
| 32 | 法第14条の7の2第3項及び政令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の変更計画の確認申請に伴う製造管理又は品質管理の方法に係る適合性の確認のための調査<br>ア 医薬品(無菌)の製造に係るもの<br>イ 医薬品(一般)の製造に係るもの<br>ウ 医薬品の製造(包装、表示又は保管のみ)に係るもの<br>エ 医薬品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合に係るもの<br>オ 製造所において医薬品の保管のみを行う場合<br>カ 医薬部外品(無菌)の製造に係るもの<br>キ 医薬部外品(一般)の製造に係るもの<br>ク 医薬部外品の製造(包装、表示又は保管のみ)に係るもの<br>ケ 医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合に係るもの<br>コ 製造所において医薬部外品の保管のみを行う場合 | 医薬品又は医薬部外品の変更計画の確認申請に伴う適合性確認調査手数料  | 71,600円<br>40,200円<br>19,600円<br>19,600円<br>19,600円<br>48,800円<br>29,600円<br>14,900円<br>14,900円<br>14,900円 |  | 36                                                                                                                      | 政令第37条の3第1項及び第80条第3項第1号の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付                                           | 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証再交付手数料               | 2,900円             |
| 33 | 法第23条の2第1項及び政令第80条第3項第1号の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査<br>ア 第一種医療機器に係るもの<br>イ 第二種医療機器に係るもの<br>ウ 第三種医療機器に係るもの<br>エ 体外診断用医薬品に係るもの                                                                                                                                                                                                                                               | 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可申請手数料        | 146,300円<br>128,900円<br>94,200円<br>128,900円                                                                |  | 37                                                                                                                      | 法第23条の2の3第1項及び政令第80条第3項第3号の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請に対する審査<br>ア 医療機器に係るもの<br>イ 体外診断用医薬品に係るもの    | 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録申請手数料                   | 38,000円<br>38,000円 |
| 34 | 法第23条の2第4項及び政令第80条第3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 医療機器又は体外診                          |                                                                                                            |  | 38                                                                                                                      | 法第23条の2の3第3項及び政令第80条第3項第3号の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新の申請に対する審査<br>ア 医療機器に係るもの<br>イ 体外診断用医薬品に係るもの | 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録更新申請手数料                 | 26,900円<br>26,900円 |
|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                    |                                                                                                            |  | 39                                                                                                                      | 政令第37条の9第1項及び第80条第3項第3号の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の書換え交付                                           | 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証書換え交付手数料               | 2,000円             |
|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                    |                                                                                                            |  | 40                                                                                                                      | 政令第37条の10第1項及び第80条第3項第3号の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の再交付                                            | 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証再交付手数料                 | 2,900円             |
|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                    |                                                                                                            |  | 41                                                                                                                      | 法第23条の20第1項及び政令第80条第4項第1号の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査                                            | 再生医療等製品製造販売業許可申請手数料                         | 146,300円           |

|    |                                                                                                               |                         |          |  |                                                                |                                                                                                                          |                              |         |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|----------|--|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|---------|
| 42 | 法第23条の20第4項及び政令第80条第4項第1号の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査                                                  | 再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料   | 133,200円 |  | む。)の規定に基づく登録販売者試験(動物用医薬品等取締規則第115条の3に規定する動物用医薬品登録販売者試験を含む。)の実施 |                                                                                                                          |                              |         |
| 43 | 政令第43条の4第1項及び第80条第4項第1号の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付                                                         | 再生医療等製品製造販売業許可証書換え交付手数料 | 2,000円   |  | 51                                                             | 法第36条の8第2項(法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づく登録販売者の販売従事登録の申請(動物用医薬品等取締規則第115条の8第1項の規定によるものを含む。)に対する審査                 | 登録販売者販売従事登録申請手数料             | 7,100円  |
| 44 | 政令第43条の5第1項及び第80条第4項第1号の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付                                                           | 再生医療等製品製造販売業許可証再交付手数料   | 2,900円   |  | 52                                                             | 省令第159条の11第1項又は動物用医薬品等取締規則第115条の12第1項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付                                                                | 販売従事登録証書換え交付手数料              | 2,000円  |
| 45 | 法第24条第1項(法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを含む。以下この表において同じ。)の販売業の許可の申請に対する審査 | 医薬品販売業許可申請手数料           | 29,000円  |  | 53                                                             | 省令第159条の12第1項又は動物用医薬品等取締規則第115条の13第1項の規定に基づく販売従事登録証の再交付                                                                  | 販売従事登録証再交付手数料                | 2,900円  |
| 46 | 法第24条第2項(法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査                                          | 医薬品販売業許可更新申請手数料         | 11,000円  |  | 54                                                             | 法第39条第1項(法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づく高度管理医療機器等(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを含む。以下この表において同じ。)の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査 | 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請手数料   | 29,000円 |
| 47 | 法第33条第1項(法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の交付                           | 配置販売従事者身分証明書交付手数料       | 7,100円   |  | 55                                                             | 法第39条第6項(法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査                                          | 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新申請手数料 | 11,000円 |
| 48 | 法第33条第1項(法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の書換え交付                        | 配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料    | 2,000円   |  | 56                                                             | 法第40条の2第1項及び政令第80条第3項第4号の規定に基づく医療機器の修理業の許可の申請に対する審査                                                                      | 医療機器修理業許可申請手数料               | 71,600円 |
| 49 | 法第33条第1項(法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の再交付                          | 配置販売従事者身分証明書再交付手数料      | 2,900円   |  | 57                                                             | 法第40条の2第4項及び政令第80条第3項第4号の規定に基づく医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査                                                                   | 医療機器修理業許可更新申請手数料             | 48,300円 |
| 50 | 法第36条の8第1項(法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)                                                                     | 登録販売者試験手数料              | 15,000円  |  | 58                                                             | 法第40条の2第7項及び政令第80条第3項第4号の規定に基づく医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可の申請に                                                               | 医療機器修理業の修理区分の変更又は追加の許可申請手数料  | 18,000円 |

|                                                                                                                        |                                                            |         |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|---------|--|
| に対する審査                                                                                                                 |                                                            |         |  |
| 59 政令第55条において準用する政令第37条の9第1項の規定に基づく医療機器の修理業の許可証の書換え交付                                                                  | 医療機器修理業許可証書換え交付手数料                                         | 2,000円  |  |
| 60 政令第55条において準用する政令第37条の10第1項の規定に基づく医療機器の修理業の許可証の再交付                                                                   | 医療機器修理業許可証再交付手数料                                           | 2,900円  |  |
| 61 法第40条の5第1項(法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づく再生医療等製品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを含む。以下この表において同じ。)の販売業の許可の申請に対する審査 | 再生医療等製品販売業許可申請手数料                                          | 29,000円 |  |
| 62 法第40条の5第6項(法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査                                          | 再生医療等製品販売業許可更新申請手数料                                        | 11,000円 |  |
| 63 政令第45条第1項(政令第83条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付            | 医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品販売業許可証の書換え交付手数料 | 2,000円  |  |
| 64 政令第46条第1項(政令第83条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付              | 医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品販売業許可証の再交付手数料   | 2,900円  |  |

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県手数料徴収条例の規定によ

り納付すべき手数料については、なお従前の例による。

3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)附則第12条第7項の規定に基づき同法第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第6条の2第1項又は第6条の3第1項の認定を受けようとする者から申請があった場合は、この条例による改正後の高知県手数料徴収条例の規定の例により手数料を徴収する。

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月16日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第31号****高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例**

(高知県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部改正)

**第1条** 高知県介護福祉士等修学資金貸与条例(平成5年高知県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ただし書中「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(以下この号において「過疎地域」という)を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第3条第1項又は第2項の規定により同法第2条第1項に規定する過疎地域とみなされる区域及び失効前の過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下この号において「旧過疎法」という。)第2条第1項に規定する過疎地域を含む)に、「同条第2項」を「旧過疎法第2条第2項」に、「過疎地域において引き続き」を「同条第1項に規定する過疎地域において引き続き」に、「過疎地域において同項」を「同項に規定する過疎地域において同条第2項」に改める。

(高知県認定こども園条例の一部改正)

**第2条** 高知県認定こども園条例(平成18年高知県条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表の10中「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第3条第1項又は第2項の規定により同法第2条第1項に規定する過疎地域とみなされる区域を含む。)」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び第2条の規定による改正後の高知県認定こども園条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月16日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第32号**



**高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例**

高知県介護保険財政安定化基金条例（平成12年高知県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「10万分の42」を「10万分の36」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、附則に次の見出し、2項、見出し及び2項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの貸付金の償還方法の特例）

6 政令附則第2条の2第1項の規定により償還期限の延長を行った場合においては、第11条中「3で」とあるのは「6で」と、「次期計画期間」とあるのは「次期計画期間及び次々期計画期間」と読み替えるものとする。この場合において、貸付金の償還に関し必要な事項は、知事が別に定める。

7 政令附則第2条の2第2項の規定により償還期限の延長を行った場合においては、第11条中「3で」とあるのは「9で」と、「次期計画期間」とあるのは「次期計画期間から次々期計画期間まで」と読み替えるものとする。この場合において、貸付金の償還に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（令和6年度から令和8年度までの貸付金の償還方法の特例）

8 政令附則第2条の3第1項の規定により償還期限の延長を行った場合においては、第11条中「3で」とあるのは「6で」と、「次期計画期間」とあるのは「次期計画期間及び次々期計画期間」と読み替えるものとする。この場合において、貸付金の償還に関し必要な事項は、知事が別に定める。

9 政令附則第2条の3第2項の規定により償還期限の延長を行った場合においては、第11条中「3で」とあるのは「9で」と、「次期計画期間」とあるのは「次期計画期間から次々期計画期間まで」と読み替えるものとする。この場合において、貸付金の償還に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に見出し、2項、見出し及び2項を加える改正規定は、令和3年8月1日から施行する。

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月16日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第33号**

**高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

（高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第1条** 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正

する省令（令和3年厚生労働省令第10号）を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）」に、「第8条」を「第11条」に改め、同条第2項中「第10条」を「第12条」に改め、同条第3項中「第9条」を「第10条」に改める。

**第2条** 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「以下この条」を「次項」に改め、同条第3項中「令和3年改正省令第10条の規定」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第86号）」に改める。

（高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第3条** 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）」に改め、同条第2項中「第3条」を「第4条」に改め、同条第3項中「第4条」を「第5条」に改め、同条第4項中「第5条」を「第6条」に改め、同条第5項中「第6条」を「第7条」に改め、同条第6項中「第7条の」を「第8条の」に改める。

第5条第1項中「職員」を「従業者」に改める。

第6条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

**附 則**

この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月16日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第34号**

**高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表32の項オ中「同条第3項」を「同条第2項」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月16日

高知県知事 瀧田 省司

### 高知県条例第35号

#### 高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

高知県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年高知県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（平成23年内閣府令第55号）」を「（平成23年内閣府令第55号。以下「府令」という。）」に改める。

第3条第1項中「第10条第2項（）」を「第10条第2項及び第3項（これらの規定を）」に、「次項において同じ。」の規定による公告又は「）並びに府令第1条本文の規定による）」に改め、同条第2項中「第10条第2項」を「第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。））」に改める。

第4条中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第8条第2項中「第10条第2項及び第3項並びに）」を「第10条第2項から第4項まで及び）」に、「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第13条第1項中「に限る。次項」を「に限る。以下この条」に、「次項において同じ。）又は」を「以下この条において同じ。）又は」に、「これを」を「これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。同項において同じ。））」に改める。

第19条第2項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第27条第1項中「書類」を「書類（同項第3号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。次条第1項において同じ。））」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第54条第2項第2号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

第28条第1項中「書類、」を「書類若しくは）」に改める。

第30条中「同条第2項中「前条第3項」とあるのは「第30条の規定により読み替えて適用する前条第3項」と、「5年間」とあるのは「3年間」を「次条第1項」とあるのは「第30条の規定により読み替えて適用する次条第1項」と、同項ただし書中「法第54条第2項第2号」とあるのは「法第62条において準用する法第54条第2項第2号」と、同条第2項中「前条第3項」とあるのは「第30条の規定により読み替えて適用する前条第3項」に改める。

第31条第2項中「法第63条第5項において）」を「同条第5項において読み替えて）」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 法第63条第2項の認定について同条第5項において読み替えて準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項及び第3項、第59条並びに法第62条において準用する法第47条から第49条まで及び第54条第1項の規定の適用を受ける場合における前条の規定により読み替えて適用する第26条第1項の規定の適用については、前条中「法第62条において読み替えて準用する法第46条から第50条まで、第52条から第56条まで並びに第57条第2項及び第3項」とあるのは「法第63条第5項において読み替えて準用する法第62条において準用する法第47条から第49条まで及び第54条第1項」と、「第24条から第28条まで」とあるのは「第26条第1項」と、「これらの規定中「認定特定非営利活動法人」とあるのは「特例認定特定非営利活動法人」と、第24条第1項中「法第52条第1項」とあるのは「法第62条において準用する法第52条第1項」と、同条第2項中「法第52条第2項」とあるのは「法第62条において準用する法第52条第2項」と、第25条中

「法第53条第1項」とあるのは「法第62条において準用する法第53条第1項」と、第26条第1項中「法第44条第1項の認定」とあるのは「法第58条第1項の特例認定」と、「同条第2項第2号及び第3号」とあるのは「同条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号」と、「同条第1項の認定」とあるのは「法第58条第1項の特例認定」と、「5年間」とあるのは「3年間」と、同条第2項中「法第54条第2項各号」とあるのは「法第62条において準用する法第54条第2項各号」と、「5年間」とあるのは「3年間」と、「その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第3項中「5年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「法第60条の有効期間の満了の日」と、第27条第1項中「法第54条第2項第2号から第4号まで」とあるのは「法第62条において準用する法第54条第2項第2号から第4号まで」と、「次条第1項」とあるのは「第30条の規定により読み替えて適用する次条第1項」と、同項ただし書中「法第54条第2項第2号」とあるのは「法第62条において準用する法第54条第2項第2号」と、同条第2項中「前条第3項」とあるのは「第30条の規定により読み替えて適用する前条第3項」と、第28条第1項中「法第44条第2項第2号若しくは第3号」とあるのは「法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号」と、「法第54条第2項第2号から第4号まで」とあるのは「法第62条において準用する法第54条第2項第2号から第4号まで」と、「第26条第3項」とあるのは「第30条の規定により読み替えて適用する第26条第3項」と、「5年間」とあるのは「3年間」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第30条の規定により読み替えて適用する前項」ととあるのは「同項中「認定特定非営利活動法人」とあるのは「特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する特定非営利活動法人」と、「法第44条第1項」とあるのは「法第63条第2項」と、「同条第2項第2号及び第3号」とあるのは「同条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号」と、「同条第1項」とあるのは「法第63条第2項」と、「5年間」とあるのは「3年間」と」とする。

第33条中「第52条第4項（）」を「第52条第4項及び第5項（これらの規定を）」に、「並びに第31条第2項及び第3項」を「（第31条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第31条第2項」に改める。

第34条第2号中「第10条第2項（）」を「第10条第2項及び第3項（これらの規定を）」に、「の規定による公告」を「並びに府令第1条の規定によるインターネットの利用又は公報に掲載する方法による公表」に改め、同条第3号中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- この条例による改正後の高知県特定非営利活動促進法施行条例（以下この項において「新条例」という。）第27条第1項（新条例第30条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、新条例第27条第1項に規定する認定特定非営利活動法人又は新条例第30条において読み替えて準用する新条例第27条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この項において「認定特定非営利活動法人等」という。）がこの条例の施行の日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が同日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月16日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第36号

##### 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例（平成24年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

題名中「特定道路」を「特定道路及び旅客特定車両停留施設」に、「及び」を「並びに重点整備地区の」に改める。

目次中「特定道路」を「特定道路及び旅客特定車両停留施設」に、「歩道等」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に、「立体横断施設」を「立体横断施設の構造」に、「乗合自動車停留所」を「乗合自動車停留所の構造」に、「路面電車停留場等」を「路面電車停留場等の構造」に、「自動車駐車場」を「自動車駐車場の構造」に、「第6節 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第37条－第41条）」を

「第6節 旅客特定車両停留施設の構造（第36条の2－第36条の13）」

「第7節 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第37条－第41条）」に改める。

第1条中「特定道路」を「特定道路及び旅客特定車両停留施設」に、「設置及び」を「設置並びに」に改める。

第2条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「特定道路」を「特定道路及び旅客特定車両停留施設」に改める。

第2章の章名中「特定道路」を「特定道路及び旅客特定車両停留施設」に改める。

第2章第1節の節名を次のように改める。

##### 第1節 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造

第4条中「道路を」を「道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を」に改める。

第5条第1項中「（平成24年高知県条例第52号）」を「（平成24年高知県条例第52号。以下この条において「道路構造基準等条例」という。）」に改め、同条第2項中「高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例」を「道路構造基準等条例」に改め、同条第3項中「の有効幅員は、当該歩道等」を「並びに自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等及び自転車歩行者専用道路等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造基準等条例第44条第1項の規定による幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造基準等条例第45条第1項の規定による幅員の

値以上とするものとする。

第6条中「歩道等」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等」に改める。

第7条第1項中「歩道等」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等」に改め、同条第2項中「の横断勾配」を「及び自転車歩行者専用道路等の横断勾配」に改め、同条第3項中「歩道等」を「歩道等又は自転車歩行者専用道路等」に改める。

第8条中「歩道等」を「歩道等又は自転車歩行者専用道路等」に改める。

第2章第2節の節名を次のように改める。

##### 第2節 立体横断施設の構造

第15条第2項ただし書中「傾斜路」を「傾斜路（その踊り場を含む。以下この章において同じ。）」に改める。

第16条第2号中「装置」を「設備」に改め、同条第5号中「により、籠外から籠内を」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者とが互いに」に改め、同条第8号、第9号及び第13号中「装置」を「設備」に改める。

第17条中「（その踊り場を含む。以下同じ。）」を削る。

第20条中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改める。

第2章第3節の節名を次のように改める。

##### 第3節 乗合自動車停留所の構造

第2章第4節の節名を次のように改める。

##### 第4節 路面電車停留場等の構造

第2章第5節の節名を次のように改める。

##### 第5節 自動車駐車場の構造

第2章第6節を同章第7節とし、同章第5節の次に次の1節を加える。

##### 第6節 旅客特定車両停留施設の構造

（通路）

**第36条の2** 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。
  - ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
  - イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造とすること。
- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを

設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第36条の4の規定による基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第36条の5の規定による基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別することができるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。（出入口）

**第36条の3** 移動等円滑化された通路と公共用通路との出入口は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

（エレベーター）

**第36条の4** 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は140センチメートル以上とし、内法奥行きは135センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第16条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

（傾斜路）

**第36条の5** 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路は、次に定める構造とするものとする。

ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、12パーセント以下とすることができる。

(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第17条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

（エスカレーター）

**第36条の6** 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号に掲げる構造にあつては、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していることで足りるものとする。

(1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。

(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

(3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第18条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

（階段）

**第36条の7** 第20条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

（乗降場）

**第36条の8** 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

(3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

(4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

(5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降すること

ができる構造のものであること。

（運行情報提供設備）

**第36条の9** 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（便所）

**第36条の10** 第34条から第36条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第35条第1項第1号中「第29条に規定する通路」とあるのは「第36条の2第2項に規定する移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第29条各号」と読み替えるものとする。

（乗車券等販売所、待合所及び案内所）

**第36条の11** 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

- （1） 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第36条の2第1項各号の規定による基準に適合するものであること。
  - （2） 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。
    - ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
    - イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。
      - （ア） 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
      - （イ） 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造とすること。
    - ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。
  - （3） カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造である場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。
- 3 乗車券等販売所及び案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所及び案内所に表示するものとする。
- （券売機）

**第36条の12** 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

（災害等の場合の適用除外）

**第36条の13** 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この節の規定によらないことができる。

第37条に次の4項を加える。

- 3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。
- 4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。
- 5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第36条の2第3項前段の規定に基づき昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内

板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。

6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第38条第1項中「歩道等」を「歩道等、自転車歩行者専用道路等」に、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第16条第11号の規定による基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第36条の11の規定による基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であつて、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第39条中「歩道等」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
- 3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第40条第1項中「歩道等」を「歩道等、自転車歩行者専用道路等」に改め、同条第2項中「及び自動車駐車場には」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には」に改め、同項ただし書中「及び自動車駐車場の路面」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面」に改める。

第41条中「歩道等」を「歩道等、自転車歩行者専用道路等」に改める。

第42条第1号オ中「傾斜路」を「傾斜路（その踊り場を含む。以下この章において同じ。）」に改め、同条第3号中「階段は」を「階段（その踊り場を含む。以下この条において同じ。）は」に改める。

第52条第1号ア中「もの」を「もの（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第37号

**高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を  
改正する条例**

高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年高知県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

**附 則**

この条例は、令和3年8月26日から施行する。